

市第39号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市日野南地域ケアプラザ	港南区港南四丁目 2 番 8 号	社会福祉法人そよかぜの丘 理事長 高 森 政 雄	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和10年 3 月 31 日 まで
横浜市二俣川地域ケアプラザ	旭区下川井町36 0番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	同
横浜市南希望が丘地域ケアプラザ	泉区上飯田町2, 083番地の 1	社会福祉法人誠幸会 理事長 鈴 木 太 郎	同
横浜市霧が丘地域ケアプラザ	東京都世田谷区 駒沢 1 丁目 4 番 15号	社会福祉法人奉優会 理事長 香 取 眞恵子	同
横浜市名瀬地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町1, 566番地	社会福祉法人朋光会 理事長 福 村 正	同

提 案 理 由

横浜市日野南地域ケアプラザ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）